

なお、愛林週間による緑化運動に従い、自主的にして、且つ、積極的な協力運動が側面的に展開されて来たことを、ここに特筆しなければならぬ。それは、緑の学園運動である。この運動は、沖縄教育連合会が主体となり、政府、琉大各地区教育会、各学校等を網羅した上、中央並びに各地区に植樹委員会を組織して、展開された。一九五一年十月に始まったこの運動は、三ヶ年計画の目的を達成し、一九五四年十二月に終了したのであるが、その成果は極めて大きく、将来学校の設定強化を推進する基盤となることが期待される。

第五節 林業技術員の養成

終戦後においては、この種教育機関の存在は、暫く空白におかれたのであるが、全琉的統一行政が施行されるに従い、延いては林業活動が漸次拡大されるに及んで、林業専門家の払底を感ずるようになったので、米国民政府は、この状態改善の手段として、林業技術員養成所を設置した。

この養成機関は、当時の林野庁の附属機関として、その管轄下に置かれたものだが、全琉からの志願者六〇名から選抜された一五名が、第一回養成所生徒として入所したのは、一九五〇年九月二三日である。これらの生徒は、六ヶ月の短期に林業に関する専門課程を終了し、現在林業活動の第一線に従事している。

第六節 林業試験場の設立

林業に関する試験研究機関は、戦前琉球になかったのであるが、独特な樹木生育環境を有する琉球森林そのものに即して、林業技術的観点から林業を考察し、適切な経営方法を見出し、且つ、指導普及することは、林業に必要であるので一九五〇年四月に蔡温由圃内に試験場が設立され今日に至っている。

主要なる試験調査研究事項は、各樹種播種管理試験、移植試験、挿木試験、荒廃林地復旧試験、各種造林試験等である。その全文に「中央政府の管轄の下に、琉球の森林を管理するため、臨時中央政府が民主的議会手続により、適切な森林法を制定するまで、臨時の法案として此処に琉球諸島の森林経営は、本法令の条項により管理されることを規定する。」と定められている。また、民主的手続による立法化が、予め要請されていた訳であるが、その後琉球政府の機構改革に伴い前記布令の前面的改正を余儀なくされたので、一九五三年立法第四六号の現行森林法の発布を見たのである。

第十節 航空写真による森林実態調査
この調査は、全琉森林を、未開発林分伐採林分、幼令林分、草原地帯等の段階に区分し、立木林積及び面積の調査、樹種別生長状況及び環境による立木度調査を行ない、森林事業計画及びその遂行に関する情報資料を蒐集することが目的であった。この調査の進行については、米国民政府経済部林務課長リチャード・エム・バーニー氏が主体となり、専門調査担当官として合衆国山林局林業経済専門家でレック国有林試験場勤務のラッセル・エマ・カンニンガム氏とマッコリー・ビー・ブライヤン氏の両氏が米國本土より招聘され、それに林野局職員六名が協力して調査が行なわれた。この調査は、一九五〇年に準備され、一九五二年九月に終了した。調査には米軍によって高度より撮影された二万分の一最も縮小された甚だ精密な写真と器具器材が使用され、調査は全琉に亘ったのであるが、その成果は先に記述したカンニンガム氏の最終報告となつて現われている。なお、調査資料の検討については、米国有林試験場のカール・イ・メスナー氏、チェスター・ゼンマン氏が担当している。

この調査は、単に情報資料の提供のみに止らず、新しい技術方法を享受する機会を与えた点に有益なものとなつてゐる。

外來樹種の適応試験、特用樹種栽培試験、竹林経営試験、森林病害中の調査研究、森林土壌調査研究、林分成長量調査、各種標本採集等であるが、その成果は、将来に期待されている。

第七節 官有林野管理経営の委任

官有林野の管理権は、布告第七号主題「財産の管理」に基づいて、米国民政府財産管理官に属するものである。この布告第五号には、かかる権能を委託することができるようになってゐるので、現在直接には、琉球政府が管理経営の実際を担当しているのである。即ち、一九四八年四月八日附軍政府指令第九号「同改正一九五二年三月十三日附政府指令第四号」主題「日本国有森林財産」に基づいて米国民政府資源部林務課長は、官有林の管理に關して、財産管理官の代行となり、更にその代行権限が経済局林務課長に与えられてゐるのである。林野行政における官有林管理経営に關する任務は、以上の根拠に基づいて明かにされよう。

この委任されている権限の内容を同指令の中で次のようにうたつてゐる。

- 1 盗伐その他不法侵害の予防又は起訴
- 2 收穫業務（伐採、出荷、販売）
- 3 貸付、使用、その他免許業務
- 4 植林による財産価値の保護、維持増進

第八節 官有林産物の收穫処分

官有林産物の收穫処分は、終戦以降、林省設立までは、夫々当時の各群島政府機関の責任において行なわれ、これらから得られた収入は、後に一九五一年になって琉球財産管理官に納入された。正常なる收穫処分業務は、一九五一年一月十五日附軍政府書翰、主題「前日本国有林の用材私下に關する件」に基づいて開始された。この書翰に示された要領は次のとおりである。

- 1 前日本国有林野から用材を私下利用することが琉球の復興上必要であること。
- 2 立木の売却は原則として公売私下によること。
- 3 材積五〇〇石以上は民政府林務課長、それ以下は地区財産管理官の承認を得て、営林所長が行なうこと。
- 4 例外として、一年一家族につき、三〇石を越えない材積の自家用薪炭材並びに建築用材の私下は、民政府係官の承認なしに、随意契約をもつて営林所長又は、担当区員において私下げること。
- 5 徴収金は琉球財産管理口座に預金されること。

前記書翰は、一九五一年五月四日附、主題「立木私下方法修正に關する件」の軍政府書翰により修正され、今日に至つてゐる。

第九節 布令森林法の発布

森林行政の基本制度を法制化することによって、林業活動の基礎を確立したいとの要望は、終戦後幾度か重ねられてきたのであるが、林野局の発足に伴い、

- 1 官有林野官行造林制度
- 2 部分林、委託林制度
- 3 保安林の編入、解除権
- 4 病虫害被害の措置
- 5 全琉林野の施設計画
- 6 火入、盗伐等の取締
- 7 無断、開墾の取締
- 8 森林協同組合の措置
- 9 各種補償金の処置
- 10 林産物の需給調整

等の各提案事項を解決するためには、どうしても「森林法」の公布が必要であると、その旨、民政府に陳情するところがあった。幸い、民政府林業担当官たるバーニー氏も、官有、民有の全琉森林に対する経営上の諸制度の法制化に着目せられ、その実現に努力

となつてゐる。

(あおば二号より) (一九頁―二六頁)

戦後の林政史(完)

第八節 日本政府と沖縄市町村との官有林野官行造林契約の解除

戦前官有林野官行造林法に基づいて、琉球の町村有林に対し、大正十一年から契約締結の上、官行造林を実施したが、戦時中の軍用材の伐採に併せ、戦禍と終戦直後の混乱中に該森林も大部分が乱伐にあい滅失した。これからの官有林野官行造林地は、戦前の国有林野ならびに沖縄県有林とともに、米国民政府の管轄下におかれ、同政府からの委任のもとに琉球政府が管理経営することになつてゐる。

しかし、琉球政府の財政の關係上、放任の状態におかれてゐるので、日本政府が行政権の発動出来ない現状においては、契約解除をして町村自体で経営させる方が琉球森林復興のため得策と見做されたので一九五四年四月十三日付でその旨民政府首席民政官あて陳情したところ、八月三日付で米国民政府は契約解除の手続を履んだ。その手続に關する回答を摘記すれば次のようである。

- 1 民政府財産管理課は、かかる官行造林の契約解除が琉球住民の経済的利益に最大の効果をもたらすものであるならば、これらの契約解除を行なう権限を有するものである。
- 2 民政府当局の行なつた調査の結果、関係地域は過伐により荒廃し、かつまた関係町村は日本政府との收穫分収の実施以来造林を施行していないという事実が判明した。従つて契約解除の文書を作成し、財産管理課長の署名を得てここに同封する。

以上の経過の後財産管理官スミス氏の各関係町村との間に契約解除文書につき署名が行なわれたのである。

しかしこれで官行造林制度は、廃止された訳ではなく、琉球政府と各市町村との間には、なお、この制度が継続されるものである。現在契約済のものは、与那国町(八六ha)大浜町(一九五ha)平良市(八二ha)城辺町(二六ha)伊良部(四〇ha)等である。

第九節 松喰虫の発生・蔓延と防除
戦後、戦災荒廃林野等に対する緑化推進が世論となつて来た反面、森林病害虫(主として琉球松を喰害する松喰虫)が発生したことは、林業上特記しなければならぬであらう。

松喰虫がわが琉球において何時頃から発生したか? 該虫の侵入の経路およびその時期については、詳にすることはできない。戦後一九四六年頃からこの種虫類の発生が予察せられてきた。すなわち、戦災ならびに数回の暴風により、老令期の琉球松が樹勢衰えたために、琉球松林分に今まで見聞しなかつたキイロコキクイムシ・マツノシラホシノウムシ等の侵害を受け、各地に集団的あるいは散発的に枯死木を見るに至つたのである。

しかるに琉球松は、琉球における針葉樹主林木であり、かつ全林野にわたつて広汎に分布する樹種であるので、この林分が害虫によつて侵害枯死せしめられることは、林業経営上極めて憂慮すべき問題として認識されたのである。この被害対策として積極的に活動が開始されたのは、一九五二年であった。すなわち立法に基づいて命令駆除措置を講じ、かつ立木の損失補償策を執ることとした。爾来今日に至るまで同等程度駆除されており、近い将来において、被害を阻止し得るであらうと予想されている。

第十節 保安林の整備

立法上保安林の制度は、林森としての土地の機能を

夫々の環境性に於いて、三群島とも同一であつたかどうかが疑問である。そこで筆者の立場として、先に触れておいた積りですが、次のことが考えられてよいと思ふ。

先ず「琉球林政」と言つても、三群島共、同質的に論じられるものであろうか。三群島共夫々数百マイルの洋上を隔てている。これらの島嶼間に、一般経済的、文化的な交流はあるといつても、主要林産物の交流については、極めて困難なる事情が介在していること、現在のよう資源偏在化を調節する途を閉ざして、いと考へられよう。従つて、将来はいざ知らず、過去及び現在において「琉球林政」と名付けられるものは、行政上の統一施策に導かれていくとしても、内部的には、なお、地域的特性を背景にして夫々、島嶼的な「沖繩林政」「宮古林政」「八重山林政」と言う具合に、異質的な性格の合体した政策でないだろうかと思ふのであります。従つて、本稿について、この三地域を統一して、いわゆる琉球林政の十年を説明することは、何か無理があるのではなからうか。筆者が、ここに回顧しようとする対象も、勢い「沖繩」のそれに限定され、そこを中心にとめられることを諒承あらう。

(一) 官有林経営を如何にして行くか

「官有林」なる用語は、正式には、一九五三年八月の立法第四十六号の「森林法」から始めて用いられた用語として受けとられていく。事實は、旧日本森林法がイキテいた時代、前述の初期林政担当者が苦心(?)の末創造(?)した用語であることは、次の説明から明かであらう。

終戦直後、元国有、具有に属する森林、原野に対する管理経営は、一九五〇年 月 日に、正式に民政府指令第 号が出るまでは、若し、次に述べる暫定方針がなかつたならば、無規制、放任の状態に置かれ

ていたであらうと思われる。占領後におけるこの無放任の状態を継続せられることに、最も深い憂慮の念を抱き、尽し得る行政手段の実行に想いを移められたのか、当時の林政担当者の苦心の存するところであつたといふ得よう。

このような苦心の中から生れたのが、一九四六年に出た「沖繩官有林管理経営暫定方針」である。この方針が、どのような形で、当時の軍政当局の暗黙の諒解があつたかどうか、筆者は詳述することができない。然し、戦後沖繩林政の出発点の一つは、先ず、このことに関する苦慮と決断の中におかれていたと考へられる。その理由は、この背景時代の社会的、経済的、行政的不安定の最中において、所有区分そのような権利から生れる利益を超越して、森林のもつ公益福祉実現のために、一応、無法状態と混乱を阻止すべく方針を樹立したことである。このことは、林政統一期における前記指令と蒙り「格」するところがない点から考へて極めて、適切妥當な措置であつたと、言ひ得ましよう。

1. 官有林各官担当区員ニシテ保護ノ為区内ヲ巡視ノ場合ハ、
 - (一) 官民有林境界其他標識ノ保全
 - (二) 盗伐、誤伐、侵墾ノ取締
 - (三) 森林火災、病虫害、其他被害ノ防備
 - (四) 其他官有林保護管理上必要ナリト認メラレル一切ノ事項
 2. 官有林又ハ森林産物ノ被害ニ付、刑事事件発生シタルトキハ、即時所轄警察官吏ニ連絡ノ上、適当ナル措置ヲ為スモノトスル。
- ### 三 施業方針
- 将来施業案又ハ施業要領ヲ編成スル迄ハ、植伐ノ均衡ヲ図リツツ左ノ方針ニ依リ伐採造林ヲ行フモノトス。
- ### 伐 採
- 1 薪炭材(主トシテ天然材)ハ、皆伐、用材ハ選伐ニ依ル原則トスルコト。
 - 2 防風林帯並水源涵養林帯ニ対シテハ、禁伐林トシテ施業ヲ制限スルモノトス。
 - 3 伐採区域内ト雖、左ノ樹種ニシテ胸高直径三寸以下ノ稚樹ハ禁止木トシ、将来ノ用材備蓄林トシテ保護スベシ。
イヌマキ、イーク、カシ、イジソノキ、クス
- ### 造 林
- 1 皆伐跡地ハ、萌芽更新ノ原則トシスキ、コウヨウ

沖繩官有林管理経営暫定方針

一 総 則

- 1 沖繩官有林トハ、元国有並元沖繩具有ニ属スル森林原野ヲ謂ヒ、沖繩民政府ニ於テ管理経営スルモノトシ当分本方針ニ依リ取扱フモノトス。
- 2 散生林野、開墾適地、放牧採草地其ノ他民政府ニ於テ直接森林トシテ管理スルヲ不適トスル林野ニ対シテハ、知事ハ、別段ノ措置ヲ為スコトヲ得ルモノトス。
- 3 官有林ニシテ保護取締上必要ナル場合ニ於テハ、市町村又ハ市町村ノ一部ニ条件付委託ヲ為スコトヲ得。

ザン、クス等特殊樹種ニ限り一部地域ニ人工植栽ヲ為スモノトス。

- 2 選伐跡地ニ対シテハ、残存ノ施業改善ノ方策ヲ講ジツツ、無育ヲ為スモノトス。
 - 3 前二項ノ他、従来ノ伐跡地ニシテ萌芽叢生ノ箇所ニ対シテハ、施業改善ノ方策ヲ講ジ成林ニカマルコト。
 - 4 無立木地其他荒廢地ニ対シテハ速カニ、琉球松、蘇鉄等ノ人工造林ヲ施行スルモノトス。
- 一、沖繩官有林担当区並管轄区域表(この表は略す。)

このような異例措置の時代に生活し乍ら、林業への責任と熱情に駆られつゝ、而も生活不安定に奇まれていたのか、吾々先輩の心構でなかつたかと思ふ。このことは、林業行政そのものも、戦後という社会背景の將外にあり得ないといふことである。然も、かく困難な林政事情において、初期林政は、その出発点を踏み出しつゝあつた訳である。これが官有行である。年代は、一九四六年である。先づ、この方針に示された人的組織から始めてみましょう。

- △ 国頭村安田官有林事務所 大城 定 助氏
 - △ 国頭村安波官有林事務所 又 吉 元 一氏
 - △ 東村川田官有林事務所 仲 宗 根 嘉三郎氏
 - △ 東村嵩江官有林事務所 大 里 孝 氏
 - △ 羽地村源河官有林事務所 新 里 徳 順氏
 - △ 国頭村与那官有林事務所 安谷屋 綱 政氏
- 初期の官有林担当第一線行政は、右各氏の連合体をもつて出発とする。序いでに、参考に加えれば、民有林に対する地方指導体制は、次のようであつた。
- 本部方面地区駐在員 上 間 均氏
 - 名護 〃 〃 〃 宮 里 徳 昌氏
 - 金武 〃 〃 〃 新 里 智 永氏
 - 大宜味 〃 〃 〃 山 城 堂 立氏
 - 三和村 〃 〃 〃 真 栄 城 正 雄氏
- 更に言及すれば、次のことも逸してはなるまい。そ

れは、右のような方針確立に際しての林政当事者の認識である。かゝる認識は、次の方針前文即ち「元国有並具有ニ属スル森林原野ノ経営ノ適否ハ沖繩民生活ト密接ノ関係アルヲ以テ其ノママ放任を許サザル実情ニ鑑ミ、之が管理ヲ沖繩民政府ニ置キ、其ノ全般に亘ル経営ヲナスヲ適当ト認メル」と唱われている中に見ることができよう。

先程述べたように、権限主体の不明瞭な中において、敢て「之が管理ヲ沖繩民政府ニ置ク」の宣言をなした初期林政担当者の賢明な配慮に敬意を捧げたい、という訳は、制度論としては少し具合が悪いにしろ、混乱期の拾集策として、林業行政の円満なる運営上斯く宣明することが適切妥當であつたと信ずるが故である。

世は、終戦直後の軍政が時代である。然も林政は、この事実において、技術行政の立場から、あらゆる行政に先んじて独自の方針の宣明を行ったものと、筆者は考へる。このような時代に、大担にして、然も自主的行政官管宣明が、他のどの行政部門にみられるであろうか、筆者は真摯にして未だそのことあるを知らないのである。かゝる自主的管理宣明は、他から押しつけられたものでもなく、借り物でもないところに、又現在年度の感覚では測ることのできない占領直後のあらゆる不定状態の中になされた点に、極めてハッキリしたものがあると思はれる。

然しこの方針について言及すべき点は甚だ多いので、はしがきの筆者の気持を通じてこの方針論についての感想を次に述べてみることにする。

1 総則の第一項について「官有林の名称論は、沖繩民政府に於テ管理経営スルモノトス」との宣明は、実益的には戦後の特殊事情下において適切且つ妥當であるとする意見に変わりはないが、少し強断の嫌なしとしないのである。その理由は、次の

ように考えられないだろうか。

先づ当時の行政基本となつてゐる軍布告、軍指令からすると、官有林の管理権限主体は、沖繩民政政府に於つたのでなく、初めから、米国民政府の相等機関にあつたことが明瞭である。根拠とされるのは、一九四八年四月七日付米國海軍々政府布告第七号「財産の管理」である。即ち、その第二条は、次の如く規定してゐる。「本布告の有効期間より軍政府下の区域内における左の財産は、財政管理官に委任す。(一)(ロ)総ての国有財産(ハ)又この「国有財産」なる用語は、第一条において、次の如く定義づけられてゐる。即ち、「米國以外の國家が其の権利所有権または権益を有する總ての財産又は米國以外の國家によりて所有、支配管理されたる總ての財産にして、且つ其の未來の支配権を行使したるもの……」となつてゐる。(あおば創刊号より)(六頁、十五頁)

林政十年を回顧して(二)

前号において、官有林財産の管理権の所在を明らかにしたのであるが、なお少し補足しておきたい。

同布告第四条第三項によると、「本布告に所屬する財産の保管、所屬及び支配権を有するすべての者は、財政管理官によつて要求されたる場合は、之を同管理官に引渡す可し」とあり、それまでは「斯かる権利、権益の所持を継続すべし……その財産の保管、支配及び執行の権利を継続すべし」としてゐる。このことから、沖繩民政政府による前述の財産運用管理の適切なりしことが首肯されるのではないかと想われる。この運用管理によつて生じた生産物代金は、精算され、同管理者に預託されてゐるから――

以上の管理権は、林野行政の統一と円滑化のために、その実質的運用を代行機関たる民機構に委任するを適切なりとして採られた措置が次に述べる指令である。

この指令が琉球における林業行政、特に官有林行政の性格を規定してゐる重要なものであるので、左に掲記(最終指令)しておく。

一九五二年三月十三日付琉球列島米国民政府指令第四号「日本国有森林財産」

一、一九四五年十一月二十九日付米國海軍々政府布告第七号の第五条に従ひ琉球列島米国民政府資源局林務課長は琉球財産管理局より左記の通り代行権限を委任されてゐる。

A 日本国有森林財産の一部であつた財産を不法に若しくは許可なく除去、毀損、隠匿又は処分するのを予防して管理局に代り窃盜又は不法侵害について起訴する。

B 国有森林財産の材木及び類似の天然産物を伐採、收穫、出荷及び一般へ売却する。

C 前項に掲げた事業を遂行するための契約をなす。

D 賃貸し、免許し、又は国有森林財産に関する材木使用権を付与し又は賃貸を徵收し管理局の勘定へ手形を振出しそれから生ずる訴訟手続をとる。

E 植林、開墾、排水、火災予防其他予防措置により国有森林財産の価値を保存、維持、保護及増進し又将来産出の数量と質を増進する事業の達成。

二 前節に述べた権限を行使するに際し琉球列島米国民政府資源局林務課長は「一九五一年八月十三日付民政政府布告第四九号主題改正琉球森林法」の指示に従ひ、林野行政の職務を琉球臨時中央政府資源局林務課へ委任しその外その権限内によるすべての機関を利用する権限を与えらる。

三 前記第一節のAIEに述べた権限の範囲内での行為を遂行するに際し、琉球列島米国民政府資源局林務課長は琉球財産管理局の代行者とする。

四 本指令は一九五二年三月十三日より之を実施する。

五 各群島知事宛の一九五一年八月十日付琉球列島米国民政府指令第十二号主題、日本国有財産は茲に廢止する。

右民政副長官の命により發布する。

民政官 米國陸軍准將

ゼームス・エム・ルウイス

保護取締その他管理一般―官有林の管理担当制度は、以前に述べたように、極めて早くから画定されたものであるが、保護任務及び施行実施は、全く難渋そのものであつたようだ。官有林管理に關しては、特に現林務課長仲宗根嘉三郎氏の直接統轄指導の下に夫々連繫をとりつゝ方針に沿う計画実施に努力されたようである。何分にも当初(一九四六年九月)の農村計画復興予算は、千五百万円で、それが農務、工務、工業、衛生の各部に關係してゐるので、林業事業費に割り当てられていたものは、甚だ少額であつたらうと推察される。従つて、官有林事業に投じられた額は、問題とするに足らなかつたと想われる。

林政の要望に沿うところの予算措置が講じられるに至つたのは、ずつと後れて、一九五〇年四月(正式には二月)琉球農林省発足による全琉球政統一期以後である。そしてその後の林政重点は、官有林行政に移行することとなる。即ち、機構組織の運営重点は、官有林管理経営に指向されそれに伴つて、予算措置も、そのことを裏付ける方向に置かれるに至つた。

前記復興計画予算措置後は、年々官有林、業務の拡張策が図られ、官有林における盜伐の取締、貸付業務、樹木採集、歩道刈払、造林地の調査保護、立木払下用務等多岐に亘る管理業務が除々に進行してゐたのである。それ故、事業を積極的に遂行するには、条件が整はず、不振をかこち専ら保護取締に専心せざるを得ない状態にあつたと云い得ようか?

さて、戦後直後からこの期に至るまで、官有林においては、専ら保護管理行政が主体であつたかといふと必ずしもそうではない。官有林自体も、復興期における木材資源の多大なる需要に答へ、その負担を果たして来たことは、謂うまでもない。(その形式は、政府直営事業でなく、民間企業意欲の発展に俟つところが多い。)そこで、官有林における復興木材生産は、どのようにして行われたかについて極く表面的な負しい理解を通して、その推移状態を辿ることしよう。

官有林生産の積極化の契機になつたのは、林産物需要の緊急化した当時の社会環境を背景にしてゐることは勿論だが、行政的には一九四六年十月一日付民政政府布告第六号「工業企業令」の發布であると思われる。

この布告公布当時は、既に米軍補給物資の無償配給は、打切られており、未だ資金その他の物価の最高価格別が維持されてゐたようである。この布告は、恐らく翌年十一月一日の自由経済実施のための予備的措置ともみられようか、この布告の要旨とするところは、次のとおりである。即ち「沖繩ノ経済発展ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トシテ、企業免許ヲ沖繩知事ヨリ受クベシ」としたものである。こゝに住民は、企業免許制度の設定によつて、その経済発展を伸長すべく事業を開始することができるようになった訳であるが、各種産業生産といつても、漸く再開した許りで、企業ベ

ースに乗つた事業も参々たるものにならうか。恐らく事業らしい民間事業再開の嚆矢とするものは、建築復興時代を反映した木材会社の設立であろうと考えられる。(林業関係部門以外は明らかでない。)住民の凡てが最も必需してゐたのは、木材であつたので島内再生資源としての森林を対象にした生産企業が興ることとは当然の話であらう。それで、以下官有林生産の積極化、その担い手となつた木材会社の設立経過を簡単に辿ることとする。

一九四六年十一月沖繩知事は、沖繩木材株式会社(社長石原昌淳)、沖繩復興木材株式会社(社長山田親徳)の二社に対し企業免許を指令してゐる。これが木材会社設立に關する指令第一号である。この二会社は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖繩官有林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務当局は、前記方針の施策を圖るを条件として、次の官有林の払下指令を發してゐる。

○沖繩木材会社―東村、川田、宮城嶺江官有林の一部、
○沖繩復興木材会社―國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
こうして、民間による木材会社の設立とともに、官有林払下業務を開始することによつて、復興木材生産は活発化されてきた。

もつとも、この会社生産以前に官有林開発は着手されてゐる。それは、北明治山官有林における伊江島村民の生産との二つである。後者の場合は、戦後伊江島の郷里に帰還出来ない同村民の生活確保のために、稼用として無償解放の処置が採られたのに由来する。伊江村民の労苦とその復興への寄与は、忘れられてはならないものである。伊江村民帰還後は、引続き右二会社と那覇市が林産物生産を引継ぎ、その生産促進に寄与してゐる。

かくして、復興木材の積極的生産についての対策は、一応その緒にいたつたわけであるが、当時は、主として島産材による建築復興計画が策定されてゐたので、木材生産の緊急度を早目に解消するに至らなかつたと想像される。その間の事情は、工務部長から農務部長長に対する次の要請(一九四七年六月)によつて推測されるであらう。

「本島南部地区(石川以南)の未完成棟数三三、五一九棟にして、之を二ヶ年完成計画を以て一ヶ月一、四

〇〇棟を建築し、之に要する木材一四、〇〇〇石(一棟十石平均)にして、之に加え学校関係に要する一ヶ月の所要木材石数一一、〇〇〇石を要するも、目下西表開墾隊より入荷石数一ヶ月六〇〇石にして、毎月二四、四〇〇石の木材生産を圖らねば、本島の建築不可能の状態に有之候処、木材又は日本材の入荷予定なく、随つて本島内に於て右石数の生産は、緊急を要すべく……」従つて、中南部の右様の木材不足を反映して、木材生産企業の機運は、著しく高まつて来た。そのために、前記二会社に準ひ、同種木材会社設立の申請は、所謂踵を接する状態になつた訳である。この木材会社設立の風潮は、当時の琉球経済誌において、泡沫会社と皮肉られていたように記憶するが、それにして、自由企業への機運を醸成し更に自由的な復興意欲の昂揚に拍車をかけた点は、忘れられないことである。

- 那覇林産合資会社(那覇市、我那覇隆章)
- 琉球木材合資会社(与那城村、新垣金造)
- 沖繩復興商會(金武村、宜野座弘)
- 首里新炭建築合資会社(首里市西原美)
- 沖繩新興林産合資会社(那覇市翁長博徳)
- 國頭木材新炭株式会社(那覇市知花親仁)
- 南部林産合資会社(糸満町、大城ハル)
- 沖繩北部林産合資会社(大宜味村金城徳)
- 那覇木材合資会社(糸満町、与島喜助)
- 北部林産合資会社(石川市与那嶺半吉)
- 沖繩興業株式会社(豊見城村、平田忠義)
- 沖繩林業殖産商業株式会社(那覇市、新井隆夫)
- 沖繩新炭建築資材合資会社(大里村、我謝孟信)
- 沖繩林業合資会社(大里村瑞慶村智慎)

○首里木材株式会社(首里市、稲福盛武)
○金田組(宜野灣村、金城田助)
○大洋林産株式会社(那覇市、平良宗裕)
右の会社生産組織をとらないものに、次の三がある。

○那覇市 ○羽地農業組合

沖縄官有林における生産は、右のごとく自由企業意欲の勃興、そして自由経済制度への移行過程に、民間企業者に委嘱せられていたが、西表官有林の場合、概ね軍直轄組織による生産に委ねられており、西方の対照的な興味深い。

さて、以上の趨勢は、一九五〇年全琉林政統一機関として林野局が設置され、前述の「日本官有林財産」と題する軍指令の発布前まで続き、その後は、一九五一年一月十六日付琉球民政官首席指令「前日本官有林の用材私下方法」により、官有林における規整された生産が企図されるに至った。この企図を強化することとは、前述の指令第四号の中にも、財産管理官の権限として唱われているところである。それ故、その前提としては、一三、六〇〇町歩余の沖縄官有林(経営区)に対する「経営案」編成業務が一九五一年に着手され、一九五二年以降この「経営案」に基づいて植伐を規整し、かつ、施行の合理化を期することになった。かくして、官有林管理暫定方針は自ら終末を見、一応は、謂うところの正常経営期に進んだと言えましよう。

ここまで来るのに概ね五ヶ年才月を費している。これは一九四九年二月十九日付軍政府指令第二六号「琉球RFAOの編成」により、軍政当局が同機構を強力に推進し、一九五〇年二月一日に同機構活動を積極的に開始せしめた結果、林政機構も同時に全琉的に統一せられたのである。この行政統一には、人的組織強化と予算措置の拡大という裏付けを待っていた。従って

この時期以前は、林業部門か復興生産の重要な担い手になってきた割に、組織と予算面の制約から、徹底的な行政に終始するの外なかつたのである。

沖縄官有林は、以上の冗漫な説述にみられるような取扱を受け、その管理経営の姿容を見せているのであるか、その後の状況は、一九五七年二月林務課編「琉球林業の概要」第四章に要約されているので、ここでは有略しない。

さて、官有林生産に従事した前記会社は、どうなつたか。戦後の緊急生産の継続は、この期に漸く林相の変化衰退として現われるとともに、奥地林開発への施設伴わずして、官有林による供給も、永久建築を指向する住民需要を充足し得なくなつたと考えられる。従って、官有林生産も徐々に低下し、下降線を辿つて来ていると見られる。このような時期に先立って、二、三年来要望が高まっていた日本杉材の琉球向け輸出が解禁され(一九五二年)、木材の枠内輸入が貿易のルートに正式に乗つて来たために、又一面には、復興金融公庫の住宅資金貸付によつて、住宅復興策が促進されて来たために、これらの会社は、会社自体による生産販売から転じて、木材貿易販売業に、その性格を代するに至つた。その後、この貿易ルートによる杉材等の輸入は、現在に至るまで概ね年間二五〇三〇万石で、戦前の状態に落着いているものとみられよう。以上で官有林の項を切り上げ、次回は、民有林行政の推移を回顧したいと考えている。

(おおば創刊号より)

(六頁(十一頁)山路 醉 明)

◎琉球植林週間に關する件

宮古軍政官府(一九五〇年十一月九日)
琉球植林週間に關する件
宮古群島政府知事殿

五、各群島知事宛の一九五一年九月十日附琉球列島米國民政府指令第一二二号「日本官有林財産」はこれを廢止する。

右民政副長官の命により發布する。
民政官
米國陸軍准將
ゼームス・エム・ルウィス

◎日本官有林

(一九五二年三月一三日米國民政府指令第四号)

日本官有林
一、一九四五年十一月二十九日附米國海軍々政府布告第七号の第五條に依り琉球列島米國民政府資源局林野局長は琉球財産管理局より左記の通り代行権限を委任されている。

A 日本の官有林財産の一部であつた財産を不法に若しくは許可なく除去、毀損、隠匿又は処分するのを予防し又管理局に代り窃盜又は不法侵害について起訴する。

B 官有林財産の材木及び類似の天然産物を採掘、收穫、出荷及び一般へ売却する。

C 前項に挙げた事業を遂行するための契約をなす。

D 賃貸し、免許し、又は官有森林財産に關する材木使用権を付与し又は賃賃を徵收し管理局の勘定へ手形を振出しそれから生ずる訴訟手続をとる。

E 植林、開墾、排水、火災予防その他予防処置により官有林財産の価値を保存、維持、保護及び増進し又将来産出の数量と質を増進する事業の達成

二、前節に述べた権限を行使するに際し琉球列島米國民政府資源局林野局長は一九五一年八月十三日附の民政府令第四十九号主題、改正琉球森林法の指示に従い、原野行政の職務を琉球臨時中央政府資源局林野庁へ委任しその外の権限内にあるすべての機関を利用する権限を与えられる。

三、前記第一節のA-Eに述べた権限の範囲内での行為を遂行するに際し、琉球列島米國民政府資源局林野局長は琉球財産管理局の代行者とする。
四、本指令は一九五二年三月十三日よりこれを実施する。

◎樹苗圃設置について

一九五二年七月十六日發送

樹苗圃設置に就いて資源局長宛左案の通り想思樹の種子購入を申請して差支えありませんか
案
興産第一六七号
与那城村長代理助役名
資源局長殿

樹苗圃設置について
標記に就いて本村勸業費に樹苗圃設置費を計上致してありますので、それに依り農地防風林防潮林の造成に努力致し森林の保護育成に万全を期し度く存じますので、左記樹種の手持が御座いましたら左記數量を本村樹苗圃設置計画に御協力下さいます様宜しく御高配相成り度く懇願致します。

記

一、樹種名 想思樹

二、數量 一升

三、造林面積 七〇町歩

四、造林方法 集團的にモデル林地の造成

五、今後の計画 今回の計画を参考にして爾今各區に樹苗圃を委託經營させ初期の計画目的を

一、別紙布告に關し貴下の注意を促す、之を直ちに公告して貰ひ度い。

二、a、林務専門家は学校や他の公共建築物の防風林用として、其の敷地の周囲に樹木を植える場合には三列以上五フートの間隔にした方が最も効果的であると云つてゐる。別紙(b)の図解が標準型の植林法で之が最も望ましい。

b、苗木を学校敷地に運搬すること並びに苗木は学校文教部又は其の苗木を需要する他の団体個人に費用をかける事なく林野庁に依り提供される。学校長は其の苗木の必要數量が決定次第出来る丈早速に其の必要數量を最寄の林野庁支部に提出するものとす。

C、文教部長に対しては全學生が漏れなく此の週間に参加出来る様な植林週間計画を樹立する様指示して貰ひ度い。尚木の列には文字及び数字を附し且つ計画図作成に際しては其れを事務所の壁に掲げ、且つ植樹をなした子供の氏名を其の図面に記入出来る余白をたしめる様な大きさにして貰ひ度い。

三、沖縄の青年団は造林計画に非常に関心を示した青年会総てにこの植林週間の行事に協力する様文書を出して貰ひ度い。

若し充分に苗木があれば丘や道路に沿つて植付ける為青年団に提供して貰ひ度い。
実施面及び教室に於ける指導の概要に關する報告を軍政府本部へ提出しなければならぬので、植林週間終了後上記の事柄に關する報告を提出して貰ひたい。

依命ポスター大佐

執行官 デイムス・T・コールマン
歩兵少佐

(一九五〇年 經濟部書類文書課)

達成せしめる。

◎林業施業計画について

一九五二年七月二三日

資源局林務課 計画係
大東亜戦争の為に我が沖縄は三つの大きな損失を蒙つたのであります。

一、幾多の同胞を犠牲にしたこと。

二、全家屋敷を焼失したこと

三、森林資源を失ふたこと。

森林資源を失ふたことは御承知の通りで今更申すまでもありませんが、戦争勃発と共に多くの日本軍が駐屯したので軍需資材として森林は過伐が行なわれ戦争が激烈を加え遂に兩軍の決戦場と化したので、その為多大の立木を失い更に終戦と共に住むに家なき為残存立木は余儀なく伐採されたのでありまして、以上の事実からして森林は全く荒廃に類した現状でありまして、之が復興は緊急を要することでありまして。

今後用材の九五%は外材を輸入する外なく尙新炭材ですから其儘放置したならば後数年ならずして自給ができなくなるのではないかと見かたもあるもので、誠に寒心に堪えない次第であります。それで此の際官民協力して森林復興に邁進せなければならぬ責任があると考えるのであります。

森林の復興を期するには先ず其の根本をなす処の施業計画が必要であります。

如何なる事業にしても生産の高度化を目的とし経済の原則を確保する産業は凡て確固たる計画の下に実施して其の事業が成就するのは今更申す迄もない事でありませぬ。

農業や其の他の生産業は、割合に簡単に短期間で収益を上げることが出来ますが、林業は其の経営面積が

7、愛林切手の販売

五、ポスター論文、標語、作文の募集

1、ポスター募集(学校 一般)

イ、規格 横一尺五寸、縦二尺五寸の用紙を用いること。

ロ、森林愛護に関する文字を必ず挿入すること。

但し挿入する標語は標語の審査より之を省く

2、論文(一般)

題目 琉球の林業政策について

3、標語(学校、一般)

愛林思想の興揚を意味した標語に限られる。

4、作文(学校)

愛林思想に関する作文

5 審査の結果入選者は賞品、賞状を授与する。

6 入選者は新聞紙上に之を発表する。

7、応募作品は一切之を返却しない

六、愛林歌の募集

一、愛林詩は初中校一般向(首題、小唄調)の二種類

二、歌詞の内容は平易な楽しみやすいものにして郷土緑化又は緑の山を。

三、締切期日は一九五二年一月末日限り

四、応募作品は一切返却しない。

五、入選作品には五〇〇円宛賞金を授賞する。

一 宛先は林野局とする。

七、造林品評会開催

1、学校林

2、苗圃

3 一般造林

八、林業展覧会開催

一、期日 自一九五二年二月二十三日

至一九五二年二月二十五日

2、出品物は左の会社、団体及び個人より出品せしめる。

イ、木材会社

ロ、木工業

ハ、森林副産物関係者

ニ、学校児童の林産物による工作品

ホ、其の他林業関係者

3 出品物は二月二十二日迄に林野局に必着する様にする。

4、出品物の搬入搬出は出品者の負担とする。

5、出品物の保管は林野局とする。

6 出品物は出品者の希望により即売に附するこ

とが出来。

7、出品物は出品者に返納する。

8、出品者は左の事を記載した用紙を添付するこ

と。

1、出品者の住所氏名

ロ、出品物名

ハ、規格

ニ、価格

ホ、即売希望の有無

ハ、其の他の参考事項

九、林業功労者の表彰

各市町村長は功労者内申事項により二月五日迄に

内申する事。

十、表彰式開催(二十五日午後二時開催)農林省に於

いて

一九五二年度

林業に関する書類

産業課

一九五二年度

林業に関する書類

産業課

◎本年度造林実施について

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執りたいと、同所は希望している(尙想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充し得るでしよう。)

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬこのことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

◎装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十二月二十三日

資源局長 富名腰向友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について(依命通達)

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さる。

記

一、植林の強化は、目下の急務である。

一、松喰虫が全疏に蔓延しているので特に松を保護しなければならぬ。

一九五二年度

林業に関する書類

産業課

◎民有林造林補助要綱送達に伴

南宮林第三十八号

一九五二年九月八日

市町村長殿

南宮管林所長

民有林造林補助要綱送達に伴

資林第二九三号を以て布相成りました標記に関する

沖経農第一六八八号

一九五二年十二月十七日

経済部長

各市町村長殿

本年度造林実施について

本年度の造林実施については既に数回に亘り協議を重ね、其の推進を図って来ましたが、植樹造林用の樹立の供給が、全面的に林野局南部管林所に依好している上、其の供給量並びに苗木の生育状態にも制限がありますので、造林実施にも支障を来して参りました。群府の林業活動も来年三月末を以て一応打切る事になります。関係上、本年の造林事業の遂行を急ぐ必要があり、左記各項御留意の上造林事業実施に遺憾なからしむ様御高配下され度御通知致します。

記

一、各町村共群府補助造林の実行は予算経理の都合によりあらゆる困難を排除して一九五二年一月一杯を以て終了せねばならない。

二、植栽後の寒風は苗木の活着を著しく阻害するので地床の保温、苗木遮風支柱の設置等を心掛る様作業上の考慮を払うこと。

三、補助規定に基づく実行報告は実行済次第報告し全実行報告は一九五二年二月十日迄に必着する様提出せねばならない。若し期限内に提出なき場合は予算経理の都合上之を受け付けないこととする。

四、造林実行地の検定は実行済次第直ちに(或は実行中に於いても)施行し、検定業務は三月上旬までに終了する予定である。

五、苗木の供給は、自村自給を除く町村では最も迅速に所轄管林所に連絡して可能なる範囲内で供給を受けられる様希望する。

六、南部管業所においては生育条件の良好なる苗木から週計画を以て逐次配付を行なう予定である。供給

五、その他資源局長において特に必要と認める裁伐

第三条 前条造林に要する経費の補助率は、次のとおりとする。

一、市町村有林野において造林する場合はその経費の四分の三以内

二、私有林野において造林する場合は、その経費二分の一以内

第四条 第二条の造林に要する経費の節目は、次の通りとする。

一、人工造林の場合は、左の各号に該当する費用

1 伐跡地及び無立木地の人工植栽に要する費用

2 伐跡地及び無立木地の人工下種に要する費用

3 竹林を新しく仕立てるために要する費用

二、天然造林の場合には、左の各号に該当する費用

1 天然更新に適する箇所、下種を容易にするために行なう雑草、荊棘、木竹の刈払いに要する費用

2 天然生幼令林の保育のため行なう雑草、荊棘、木竹の刈払いに要する費用

3 竹林を改良するために要する費用

第五条 この要綱により補助金を交付すべき造林種は森林法に基づく施業案並びに指定造林計画に定められたもの、外資源局長に於いて適当と認められたものに限る

一、事業の成績が不良で、成林の見込みがないと認められたとき。

二、申請書に虚偽の記載をなし、その他不正の行為を説明したとき。

三、第十一項の義務を怠ったとき。

第十六条 この要綱に基づき提出すべき私有林野の造林事業に関する書類は、所轄市町村長を経由しなければならぬ。

第十七条 私有林野を造林する者は、前条の書類提出に関する代理を市町村長に委任することができる。

資源局林務課

民有林野の造林補助について

琉球諸島に所在する民有林野(公私有)の荒廃の現状に鑑み、戦災、乱伐暴採により生じた伐跡地並びに無立木地を緑化して早期に林分の構成を図り、或いは現存する天然林分の改良を行なって蓄積の増加を期する等各種の造林を奨励することは、林業本来の目的である森林生産力の増強並びに国土の保安を図るために喫緊の要務に属すると思料せられます。

特に林業は、その性質上資本の回収が長期に亘る反面住民生活一般に対する公益機能を果す関係上植林事業は従来から補助奨励の方策が講ぜられて来た経緯もあり、ますので標題に関して、別紙要綱の通り定め、右方策を実施する規程とする。

民有林野補助要綱

第一条 民有林野の造林事業を奨励するため、この要綱の定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、造林に要する経費を補助する。

第二条 この要項により奨励される造林事業は、左の各号の一に該当するものとする。

一、森林法に定める施業案に基づく造林

二、森林法に定める指定造林地の造林

三、学校林の造林

四、官立公園並びに名勝地の指定地若しくはこれに準ずる地域に対する植栽

沖縄群島松喰虫被害区域表

町村別	被害区域			侵入予想区域
	被害大区域	被害中区域	被害小区域	
国頭村		西海岸各部落		西海岸各部落(民有林一円)
今帰仁村		仲宗根、謝市、平敷、仲尾次、諸志、今泊、ヨナ嶺		民有林一円
上本部村		具志堅		
本部町		氏久地、伊野波、満名、伊豆味、浜元		伊豆味より東北今帰仁境界まで
名護町		宮里、為又、大比、世富慶、敷久田、許田、喜瀬、幸喜		西海岸各部落(民有林一円)
久志村	嘉陽	汀間、瀬嵩、大浦、大川		大浦より有津に至る向背林一円)
宜座村			古如屋、宜野座	
金武村			伊芸	
恩納村		西海岸全部落		西海岸一円
石川市	13号沿線群状に			13号沿線一円
具志川村	野比、川崎、天願間群状に	天願、平良川、宮里、喜屋武、具志川、赤道		
勝連村		西平、南風原、平敷、平安名		海岸一帯
与那城村				現被害区域周辺
読谷村	1号沿線一帯(喜名、伊良峯、比謝)			〃
宜野湾村	1号線東側、普天間東側に集団して			〃
北中城村	全域に亘り群状に			〃
豊見城村	高饒波及喜久嶺を中心に集団的			〃
東風平村		村中心一円		〃
村兼城村	豊見城境界間に群状に	東風平境等に集団的に		〃
高峯村	大里以北に群状に	八重瀬嶺寄に集団的に		様害大区域周辺に
三和村	真壁米須線北東部に群状に	64号線(米須-名城)以北に		〃

松喰虫駆除実行報告 様式例(町村長より営林所長宛)

區別	被害程度	被害面積	被害本数	被害材積	被害金高	駆除期間	所要人員	処理方法の概要	立合技術度
部落別									
計									

- (注) ① 被害本数欄は径級別毎調査表により記入すること。
 ② 本報告には、駆除実行図(1,200)を添付のこと(各部落毎)。
 ③ 駆除処理に関し意見あれば本報告に添付されたい。

◎松喰虫の駆除対策について
 松喰虫の駆除対策について
 松喰虫の発生並びに被害概況

(A) 森林害虫名 発生、発生年月日

- 1 キイロコキイムシ (一九五〇年十二月二十三日)
- 2 ムツバキイムシ (一九五二年五月二十八日)
- 3 マツノカワノキイムシ (一九五〇年十二月二十三日)
- 4 マツノキイムシ (一九五二年五月二十八日)
- 5 マツノコホツキイムシ (一九五二年五月二十八日)
- 6 シラホシゾウムシ (一九五〇年十二月二十三日)
- 7 マツキホシゾウムシ (一九五〇年十二月二十三日)
- 8 シンクイムシ (一九五二年五月二十八日)
- 9 カイガラムシ ()
- 10 アブラムシ ()

(B) 被害状況

島尻方面の六〇年生以上の松は殆んど松喰虫の被害のため全滅の状態にて幼令木に「シンクイムシ」等が発生し、その他の松喰虫が共棲している現状である。
 中頭方面では宜野湾の天然記念物の琉球松並木の幼令木にも被害が見受けられます。
 国頭方面では、名護、大宜味、国頭、久志、今帰仁、本部方面にも各一部分に点々と発生して居る。
 被害木は最初葉緑素が褪退して霜降状となり、次に赤くなり葉が枯死する。
 次に上部から次第に下部にかけて表皮がケバ立ち、最後に根元から剝皮して次第に上方及び赤裸状となる。

現調査の範囲内で考察すれば恐らく近き将来に沖縄本島内の琉球松の危機が来る事と思考せられる。
 (C) 発生場所
 中頭以南一帯及国頭の一部、宮古島平良市八重山石垣島

(D) 種類別発生順序

- 一、 琉球松大油虫(仮称)
 - A キイロコキイムシ
 - B ムツバキイムシ
 - C シンクイムシ
- 二、 琉球松カイガラ虫(仮称)
 - A マツノカワノキイムシ
 - B マツノキイムシ
 - C マツノコホツキイムシ
- 三、 シラホシゾウムシ
 - A マツキホシゾウムシ
 - B マツノコホツキイムシ

(E) 駆除すべき区域(被害区域)

現況調査の結果において被害区域と侵入予想区域とが判明している。
 被害区域は更に被害程度に応じて被害大区域、被害中区域被害小区域とに分類される。
 (松喰虫被害分布図、並びに沖縄群島松喰虫被害区域表を参照のこと)

(F) 駆除期間

八月一日より八月三〇日まで一ヶ月初第一次駆除実施期間とし、その期間内に適當なる日を選んで各部落単位に随時実施することにし度い。第二次実施期間は更に後日定めるものとす。
 (G) 駆除実施の主体
 (H) 駆除実施の責任は森林法において森林所有者が負うことを規定して居るが駆除問題は琉球松資源

の保護増殖という全島の問題であるという見地から各部落単位にその責任を持って貰いたい。
 (H) 各町村当局は町村一円の総合駆除計画を樹立して各部落の指導に当るものとする。一、所轄営林所に連絡

(I) 尚資源局林務課並びに営林所職員は駆除の実行指導に当るものとする。

(J) 駆除の実施印刷物「松喰虫駆除の葉」を参照

(K) 町村の駆除計画に従って各部落毎に総動員して被害木の剝皮、伐倒、焼却、等の作業に従事するものとする。

(L) 処理された被害木はその所有者に利用させるようにする。

(M) 被害顯著なるものから先づ処理し、被害の判明しないものは営林所技術員の指導を受けて処理する。

(N) 保安林内における駆除
 被害の及んだ保安林内において駆除実施をなさんとする場合は保安林内伐採願を提出して営林所長の指示を必ず受けること。

(O) 軍立入禁止区域内は予め軍の許可を受けること

(P) その他
 (Q) 松喰虫の駆除は今後も周到の観察と予防対策が必要であるので随時営林所に緊密に連絡を取られ度い。

(R) 将来の参考資料として別紙用式による駆除実行報告書を行後すみやかに営林所長に提出されたい。
 一九五二年度
 林業に関する書類
 産業課

○狩猟法(一九五三年二月一日) 立法第八〇号

狩猟法

(狩猟鳥獣)

第一条 狩猟鳥獣以外の鳥獣は、捕獲することができない。

2 狩猟鳥獣の種類は、規則で定める。

3 行政主席は、狩猟鳥獣の保護繁殖のため必要と認めるときは、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は捕獲方法を定め、その捕獲を禁止し又は制限することができる。

4 第二項の規定により狩猟鳥獣の種類を定め、又は前項の規定により狩猟鳥獣の捕獲を禁止若しくは制限しようとするときは、行政主席は、あらかじめ公聴会を開き利害関係人及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

(雛及び卵)

第二条 狩猟鳥獣の雛及び鳥類の卵は、行政主席の定めるものを除いては、捕獲又は採取することができない。

(狩猟免許)

第三条 狩猟鳥獣は、行政主席の定める銃器、網、わな、その他の猟具(捕獲の猟具を除く。)を使用する場合には、銃器警察本部長(以下「本部長」という。)の狩猟免許を受けなければならない。但し、欄、柵その他の囲障のある邸宅地域内において銃器を使用しないで捕獲する場合は、この限りでない。

第四条

狩猟免許の申請があつた場合においては、本部長は、その者が第七条第一項の規定に該当する場合を除いては、遅滞なく免許をしなければならぬ。

第五条

狩猟免許は、甲種狩猟免許及び乙種狩猟免許

以内の地点

四 公道

五 公園その他これに類する場所

六 社寺境内

七 墓地

(例外規定)

第十三条 学術研究又は有害鳥獣駆除のためその他特別の事由により本部長の許可を受けた場合には、前条の規定にかかわらず鳥獣を捕獲し又は鳥類の卵を採取することができる。

第十四条

前条第一項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く。)は規則の定めるところにより本部長の発行する飼養許可証を共に得た上でなければ、飼養し、譲渡し、又は譲受することはできない。但し、同項の許可に附した有効期間満了後三十日以内の期間内でこれを飼養する場合は、この限りでない。

(捕獲手段の制限)

第十五条

爆発物、劇薬、毒薬、据銃又は危険なるおな若しくは陥穿を使用して鳥獣を捕獲することはできない。

(捕獲時間、場所等の制限)

第十六条

日出前若しくは日没後、市街その他人家稠密の場所若しくは衆人群集の場所において又は銃丸の達するおそれのある人畜、建物、車輛又は艦船に向つて銃撃をしてはならない。

(占有者等の承認)

第十七条 欄、柵その他の囲障又は工作物のある土地においては占有者、共同狩猟地においては免許を受けた者の承認を得た上でなければ狩猟又は第十三条

とし、狩猟免許状を交付して行ふ。

2 甲種狩猟免許は、銃器を使用する以外の方法をもつて狩猟をなす者に、乙種狩猟免許は、銃器を使用して狩猟をなす者に与える。

3 狩猟免許の有効期間は、十月十五日から翌年四月十五日までとする。

4 行政主席は、狩猟鳥獣の保護繁殖のため必要であると認めるときは、前項の期間内において特にその狩猟期間を限定することができる。

(欠格事項)

第六条 この立法又はこの立法に基く規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、その刑の執行を終り、又は執行を受けることなくつた後二年を経過しなければ狩猟免許を受けることができない。

第七条

未成年者、白痴者又はふう癩者は、乙種狩猟免許を受けることができない。

第八条

狩猟免許の交付又は再交付を受けようとする者は、四ドル十セントをこえない範囲内で規則で定める額の手数料を納めなければならない。

(鳥獣保護区)

第九条 行政主席は、鳥獣の保護繁殖を図るため特に必要があるときは、規則の定めるところにより、鳥獣保護区を設定することができる。

第十条

鳥獣保護区の区域内の土地又は立木竹に關し所有権その他の権利を有する者は、行政主席が当該土地又は立木竹に鳥獣の生育及び繁殖に必要な営果、給

水、給餌等の施設を設けることを拒んではならぬ。

鳥獣保護区の区域内において水面の埋立若しくは干拓、立木竹の伐採又は工作物の設置をしようとする者は、行政主席の許可を受けなければならない。但し、鳥獣保護繁殖上に一般に支障がないと認められる行為であつて、行政主席の指定するものについては、この限りでない。

第十一条

前項の許可の申請があつた場合においては、行政主席は、その申請に係る行為が当該鳥獣保護区における鳥獣の保護繁殖に支障があると認める相当の理由がある場合でなければ、これを拒んではならぬ。

第十二条

琉球政府は、第三項の規定による施設の設置により損失を被つた者、又は第四項の規定による許可を得ることができないため損失を被つた者に対し通常生ずる損失を補償しなければならない。

第十三条

前項の規定による補償の金額に対して不服のある者は、訴をもつて増額を請求することができる。

(狩猟区)

第十四条 行政主席は、鳥獣の保護繁殖のため又は土地所有者の出願その他の事由により必要と認める場合においては、十年以内の期間を定めて禁猟区を設けることができる。

(銃器禁止区域)

第十五条 行政主席は、危険予防のためその他必要と認めるときは、銃器禁止区域を設けることができる。

第十六条

左に掲げる場所においては、鳥獣を捕獲することができない。

一 鳥獣保護区

二 禁猟区

三 軍事施設内及びその境界から四百六十メートル

2 前項の証明書の様式及びその交付の手続は、規則で定める。

第二十一条

本部長は、狩猟免許を受けた者又は鳥獣(その加工品を含む。)若しくは鳥類の卵を輸出若しくは輸入しようとする者からこの立法の実施のため必要な報告を徴することができる。

(委任規定)

第二十三条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百七十ドル以下の罰金に処する。

一 第三条、第十二条、第十五条、第十六条又は第二十一条の規定に違反した者

二 銃器禁止区域において銃撃をした者

三 詐欺手段で狩猟免許又は第十三条第一項の許可を受けた者

2 前項第一号又は第二号の犯罪の用に供した物件及びその犯罪によつて得た捕獲物で犯人の所有するものは没収する。

第二十五条

左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は八十五ドル以下の罰金に処する。

一 第一条第一項、第二条、第五条第五項、第十四条又は第二十条の規定に違反した者

二 第一条第三項の規定による禁止又は制限に違反した者

三 狩猟免許又は第十三条第二項の許可証若しくは第十四条の飼養許可証を他人に使用させた者

第四号の狩猟免許又は第十三条第二項の許可証若しくは第十四条の飼養許可証を使用した者

第二十六条 第九条第三項若しくは第四項又は第十七条の規定に違反した者は、八十五ドル以下の罰金に処する。但し、第十七条の規定に違反した罪は、占

有者又は共同狩猟地の免許を受けた者の告訴によつて処断する。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、二十五ドル以下の罰金に処する。

一 第十八条の規定に違反した者

二 第十九条の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第二十二條の規定の報告による報告をなさず、又は虚偽の報告をなした者

四 鳥獣保護区、禁猟区、銃猟禁止区域若しくは共同狩猟地の標識又は第九條第三項の施設を移転し、汚損し、き損し又は除却した者

第二十八條 狩猟免許又は第十三條第一項の許可を受けた者が、この立法又はこの立法に基く規則に違反して罰金以上の刑に処せられたときは、その狩猟免許又は許可はその効力を失う。

(罰則規定)

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第二十四條から第二十七條までの違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するために当該業務に對し、相當の注意及び監督をなしたことの証明があるときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則

この立法の施行期日は、規則で定める。

「一九五三年一月規則一六六号で、一九五三年十二月一日から施行」

附則「一九四七年七月三〇日立法第三五号」この立法は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附則「一九五八年七月八日立法第二七号」この立法は、公布の日から施行する。

附則「一九五九年七月一日立法第七九号」この立法は、公布の日から施行する。

◎部分林契約書(写)

部分林契約書(写)

- 一 所在 八重山群島竹富町西表島内国有林
- 二 面積 壹万八千町歩
- 三 別紙図面の通り(図面省略)
- 四 植栽すべき樹種及び数量
- 五 植栽の期間及び方法
- 六 手入れの方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは実情によつて枝打間伐等を実施するものとする。
- 七 伐採時期及び方法
- 八 収益分収の割合

樹種 伐採カ所には、リュウキウマツ、センゲン其の他特用樹種

数量 一町歩当り各樹二千本基準とする。

期間 毎年伐採面積に相當する分を伐採終了後二カ年以内に植栽を完了すること。

方法 (1) 一カ年目の伐採区域の植付が終了しない場合は第三年目の伐採を停止する。

(2) 防風樹帯を残置して第四項の樹種を六尺方形に播種又は植栽するものとする。

六 手入れの方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは実情によつて枝打間伐等を実施するものとする。

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

政府 II 造林者 II 九

右造林地に付左の条項を承諾し現行森林法によつて造林契約をしたについては双方署名捺印の上各官通を領収し置くものとする。

一九五三年拾月五日

琉球政府主席 比嘉 秀平

八重山開発株式会社 岩崎 与八郎

発起人代表 幸太郎

一 前記以外の事項については政府の当該官有林の施業計画に準拠すること。

二 造林契約地内に存在する政府所有の樹木は契約當時の価額により造林者之を買受けること。

三 造林契約の全面積に存立する並木の価格は契約當時の算定額によつて決定し、代金の支払方法は毎年度の伐採面積に相當する金額を算出して当該年度の初めに支払をなすこと。

四 造林契約当時一般民へ貸付使用中のもの及び地元の自家用薪炭材の区域は契約面積より除外すること。

五 政府において公用、公共用又は政府の企業若しくは公益事業の用に供する必要があるときは部分林契約の一部を解除することがある。

六 部分木以外に天然に生じた樹木であつて、部分木と共に生育させるものとして政府が指定したときは部分木として取扱うこと。

七 造林者は左に掲げる事項としなければならない。

イ 火災の予防及び消防

ロ 盗伐、誤伐その他加害の防止

ハ 有害動植物の駆除並びに之が防止

ニ 境界標その他の標識の保全

ホ 保護巡視員の配置

八 部分林契約地内において、政府が耕地に転用することを適當と認めたる場合は、政府は部分林契約を

一部解除し又は造林者に対し耕作を指示することがある。

九 部分林契約地内を造林以外の目的に使用する場合、別に貸地契約をするものとする。

十 本契約は、八重山開発株式会社発起人代表との契約であるため、会社設立後、会社代表が変更した場合も本契約は継承するものとす。

(四) 水産業

◎水産業戦後十年の歩み

四面環海的好漁場に恵まれた海の国琉球も、彼の総てを破壊し去つた太平洋戦争により漁船、漁具は大方大破、焼沈し百数拾隻を数えた動力漁船も戦争直後の一九四五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二日石川市に沖繩諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ初代部長に糸数昌保氏が任命され、漸く水産業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍部隊所屬の造船所が民の水産部に移管され愈々本格的な造船、漁船の修理に取掛り、又漁業者が一番困つていた水も同造船所の日産十五屯の水が民に需給出来るようになり漁獲の増加に拍車をかけるようになった。

又四月二日には各群島に民政府が創立され住民による政治が始まるようになり、沖繩民政府の水産部長には玉城鎮氏が任命され水産の機能を發揮するようになつた。続いて四月二六日には沖繩諮詢会が解消され、各市町村に水産組合が設立し、その中央水産組合が石川市に置かれ、初代組合長に山城東栄氏が選ばれた。漁船も漸次引上げ修理され増加し、一九四六年々末には動力船五屯未満六、五屯から十屯未満二十

七、十屯から二十屯未満一一五隻合計一四八隻、刺舟七九三隻が操業出来るようになった。漁獲も鰹が三、八七〇、二八三封度、かじき、まぐろ、鯛類等合せての魚類が四、六五六、三八四封度、いか、たこその他を合わせた水産動物が九四、三六八封度合計四、七五〇、七三二封度の生産が揚つた。加工品も鰹節の八五、一一〇封度を含みかまぼこ、するめ等が一一三、二六四封度の製品高になつた。同年の七月十七日には米軍政府と共に沖繩民政府も知念村に東恩納から移動した。

一九四七年三月に軍から始めて上陸用舟艇が漁船として貸与され漁船の不足で困つていた漁業者も、一時に多数の漁船を得る事が出来漁業も段々と活潑化して来た。

又六月一日には本部の造船所が民間人に払下げられ名前も沖繩水産株式会社と改められて新発足を見た。動力漁船も五屯未満一一、五屯から十屯未満六十七、十屯から二十屯未満一五三、二十屯から五十屯未満四、五十屯から百屯未満が一隻と昨年一九四六年の一四八隻が二三七隻と増加した。刺船も相当新造又は修理され二、三四〇隻に増加した。漁獲も鰹は前年の約二、三倍の六、四九二、六七〇、魚類合計が一〇、一九八七〇八、水産動物、貝類類を含めた総計が一〇、七五八、三〇五封度と昨年の約二倍に増加している。

此の年から漸く輸出入が行われる様になり輸出には貝類の原料の貝類類が三七九、一一四封度、輸入では島内で生産される漁獲では到底需要を満たす事が出来ず、魚缶詰一、一九八、五六二、塩魚一、一七三、八一八、鰹節八一、六九五封度、その他を含めて二、四七九、五七九封度が輸入された。

一九四八年四月二十日に中央水産組合が水産組合連合会と改称され同連合会主催の第一回水産祭が行われ水産業の発展を祝つた。同年七月三十一日に沖繩水

産試験場が創立し、篠原士郎氏が初代場長として任命され、試験研究に専念するようになった。ガリオア資材により漁網その他の漁具、資材が購入され今まで凝装網で作つた網や、針金で作つた釣針等を使用していたのも漸次切替えられ、沖繩の水産業もその緒についた。水産施設の戦災の少かつた宮古、八重山郡島ではその立上りも早く相當の漁獲を上げていた。越えて一九四九年は海況に恵まれ漁船も一段と増えた為に漁獲も増加した。

漁獲高、漁船数次のとおり

年次別	漁獲高	漁船数
一九四六年	四、七五〇、七三二	一四八
一九四七年	一〇、七九八、三〇五	二三七
一九四八年	一四、二一八、三八〇	二四三
一九四九年	二〇、六四五、九二九	三四九

年次別	加工品高	輸出高
一九四六年	一三三、二六四	なし
一九四七年	不明	三七九、一二四
一九四八年	二六三、四一八	四七、六二八
一九四九年	七六四、三九五	一、〇五三、八〇八

右の表中加工品では鰹節が一番多く輸出品は殆んどが貝類とその数次の通り

年次別	鰹節加工品高	貝類輸出高
一九四六年	八五、一一〇	三七九、一二四
一九四七年	不明	四七、六二八
一九四八年	二四四、九五一	一、〇四八、八〇八
一九四九年	六七四、四六八	一、〇四八、八〇八

一九五〇年四月一日に琉球農林省が創立し、農林水産行政は全琉的に統合し、水産局が設置され水産業助成も行われるようになった。

又ガリオア資金により漁船十五隻、二十五隻、三十隻、二十五隻、五十五隻、九十隻、七隻、一五〇隻、二隻合計六十五隻の木造船が新造され、各組合に舟艇の代替として配船され水産業も漸く戦前の姿に立返るようになった。然しこの年は海況が悪く、不漁が続き又燃料代も七月から一ガロン当りガソリン九円から十八円二十七銭に、ディーゼルが五円から九円五十一銭に、モーターが三十九円から七十八円と約二倍にも騰貴した為経営が困難になり軍作業へと離業者が多くなり、昨年の一九四九年に二三、四四一人数えた漁業者も一三、一一八人と激減した。漁獲も一九四九年の二〇、六四五、九二九封度が一八、〇八五、六二八封度と減少した。

明けて一九五一年五月二十四日には琉球協同組合法が軍布令によつて公布され、従来の水産組合が漁業協同組合と改組され、組合の協同組織を強化した。此の頃からプタス島へ台湾商社と契約して出漁するようになり、多量の高セ貝、広セ貝等の貝殻貝類や海人草を採取し、日本にも輸出してドルを獲得し琉球の経済を潤すようになった。同年の主な輸出高は海人草五三六、二〇五封度、貝類二、三三九、九四〇封度であつた。

一九五二年四月一日琉球政府が創立、琉球農林省も統合され資源局と改められた水産課長に前の水産局長森田真弘氏が任命された。又七月三十一日には輸出物産検査法が公布され輸出物の検査をなし、資質の向上を図るようになった。十月九日には水産界が渴望していた米軍の三重城冷凍工場が民に払下げられ琉球水産株式会社によつて運営されるようになり、これまで盛漁期には何時も水不足に悩まされていた漁業者を喜ばせ

た。又同社は一五〇噸級のガリオア漁船の大鵬丸と銀嶺丸を購入して操業日数四、五十日を要する遙かセレス海まで乗出し、一航海当り十萬斤の漁獲を揚げ水産業の躍進を遂げた。更に十月十三日には兼ねて準備を整えていた琉球漁業法が公布され、これまで各郡島別々に定められていた漁業制度を統一し民主的漁業の基礎が確立された。その新漁業法公布を記念して第一回水産大会が那覇で政府主催で行われ、千余の水産関係者が集り熱心に水産発展の討議をなし且つ祝つた。政府はこの年から遠洋漁業の奨励と一業態での経営を交付して漁業の振興を図つた。又今まで転々として居所を変えていた水産研究所が馬夫にブロック建ての新舎を建築し、落着いて調査研究に乗り出すようになった。尚五月には泊在の沖繩漁業協同組合連合会の鮮魚卸市場が誕生し、今まで商人に叩かれていた鮮魚がこの市場で競売されるようになり漁業者に大きい利益をもたらすようになった。

技術の指導普及と基礎資料調査等を目的として、本部町、那覇市、名護町、真和志市、糸満町、座間味村、渡嘉敷村、平良市、伊良部村、石垣市、与那国等の主要漁村二十三カ市町村に（当初は十九カ市町村）一九五三年末から水産技術員を配置して漁村の振興に当らせた。又同年四月から糸満にも糸満漁業協同組合の鮮魚卸市場が出来一日平均五千斤内外の鮮魚を競売して、漁業者、消費者に便を与えている。

降つて一九五四年三月九日には水産団体のガリオア資金で購入した物資代未払金の一部約十四万三千円が免除され経営難に喘ぐ各団体を喜ばせた。昨年の一九五三年頃か日本で盛んに行われ好成绩を上げていた鮮魚卸市場が、この年の三月十八日から政府で招聘した三人の技術者によつて、技術講習会が各郡島で行われた。その翌月の四月は宮古漁連が招聘した。宮

古漁連と共に輸出面も大いに延びるものと予想される。漁業に無くてはならない水も、何時も盛漁期には不足で悲鳴をあげていたが左の工場の設立により、水不足は全く解消され漁獲物の鮮度保存に完璧を期している。

崎島の鯖はね釣船共和丸の大漁により鯖の好漁場が近海にあるのと、その有望性が実証された。更に七月には長崎県の試験船鶴丸が来航し、琉球水産研究所と共同調査が行われ、それにより好漁場が多くある事が確認された。それで政府でも早速これが施設費に対して相当額の補助金を交付して奨励した。そして七月には糸満の金福丸が鯖延縄漁業から鯖はね釣に業態転換し、鯖はね釣漁業の第一号として好成绩を上げてい

る。十月には漁船損害補償法が公布され続いて第三回水産大会が名護町に於て二日間盛大に行われた。更に十一月には琉球漁船保険組合（以前の漁船共済会）設立し、漁船の保安を期し、水産業の基礎は着々と整備されるようになった。他方淡水養殖ではこの年の五月に民政府水産係のタガート氏が台湾から取寄せた熱帯魚テラピアの養殖を奨励し、現在相当の繁殖をなしている。

この年は希にない好海況による大漁と、水産技術員の確実なる資料の報告により漁獲が一段と増加し、昨年の一九五三年の税一七〇%の二七、六三九、六五三封度もの漁獲が揚つた。その中でもかつお、かじき、まぐろの増加が目覚しく昨年の一九五三年と比較すると

種別	一九五三年 封度	一九五四年 封度
かつお	五、七七六、六八八	一、三三七、九六二
かじき	二八八、七二一	九四一、二四〇
まぐろ	二六四、〇二七	一、〇三二、六〇七

となつている。それを加工品で見ると総計で三、六九七、八九三封度、その他に同年から始めて生産されている貝類が六、四六六、五一〇個もある。それら加工品を昨年の一九五三年の一、七〇九、八五〇封度と比

較すると実に二一%と一、九八八、〇四三封度の増加となつている。その中でも特に鱈節は二、二四八、三四一封度と昨年一九五三年（九二九、五三三封度）の約二・四倍となつている。更に輸出入面を見ると輸出は昨年の一九五三年の三、〇七四、一〇九封度に対して三、四三四、六七九封度と三六〇、五七〇封度の増加となつている。その主なもの次のとおり

種別	一九五三年 封度	一九五四年 封度
鱈節	三六五、六三一	五七八、六七六
海人草	五二八、三七五	三五一、二六〇
貝類	一、八四六、七八九	二七七、四七九

輸入は昨年の一九五三年の一六、八〇三、五七〇封度に対して一三、〇五二、二五七封度と三、七五一、四一三封度の減少を示している。主なもの次のとおり

種別	一九五三年 封度	一九五四年 封度
魚苗詰	七、〇一七、七四〇	一四五、一九一
塩魚	九、六八三、七〇〇	九四〇、六三三
鱈節	一七、四三〇	七〇、八一六

となつており輸出は増加し輸入は減少している。

右の外に一九五三年から始められた珊瑚漁業も成功を納め、一九五三年には四二一封度、五四年には三七四封度も採取し一〇〇万当り約二万円（日本円）もの高価で輸出され又真円真珠も近く輸出されるようになってい

る。真円真珠の上質のものは一個十五万円（B円）もの高価で輸出出来るようになり、これが輸出により相当のドルが獲得出来るようになり、一九五四年には琉球水産株式会社により、新しいケースとして冷凍鮭が米国向け十五万も輸出され欧米への糸口を見つけており、近く設立を見る缶詰工場（琉球食品加工株式会社）の

製水所名	設立年月日	能力屯数 (日産)
本部製水工場 (琉球造船)	一九四六年六月六日	一五屯
糸満製水株式 (沖繩)	一九五〇・九・一	一五
糸満水産株式 (〃)	五〇・九・一	一五
宮古漁連製水 (宮古)	五〇・十・十	一五
八重山製水株式 (八重山)	五一・一・二十四	一五
那覇水産株式 (沖繩)	五一・三・五	四五
琉球水産株式 (三重城)	五一・九・二十七	三〇
名護製水株式 (沖繩)	五二・二・五	一五
与那原製水所 (沖繩)	五三・一・三十	六
大丸製水所 (沖繩)	五四・七・十	三〇
琉球製水所 (沖繩)	五四・八・三十一	一五

戦災により相当被害を蒙り又は不備であつた漁港も一九五三年から政府は相当の補助金を交付して修築、浚渫又は新築をさせている。斯くて漁船のふところである漁港も着々と整備されつゝあり又海外漁業では、台湾商社や日本会社との合作漁業の外遠く濠洲やアラビヤまで、技術指導者として遠征する運びとなつてい

る。右記のように水産業にとつては全く無から有へ、そして戦前並に復興へと実に目の廻るような十年であつた。此の十年間曲りなりにも水産業の活動は目覚しいものがあつた。特に一九四五年沖繩諮詢会設立により水産部が設置され、四六年の本部造船所の民移官、水産組合の復活、中央水産組合の設立四七年の舟艇を漁船としての貸与、四八年の水産研究所の設立、そして五〇年ガリオア漁船の建造五一年協同組合法公布による水産組合を改組しての漁業協同組合の誕生、明けて五二年漁業法の公布、更に琉球水産株式会社の設置、降つて五三年の水産技術員の設置、銀嶺丸、大鵬丸による始の遠洋漁業、そして五四年の新漁業法鯖はね釣漁業の勃興等実にあわただしい活動時代であつた。斯くて現在は漸く水産業も、海上陸上共に設備が安定し、補助金を交付して奨励している遠洋漁業、二業態以上に従事出来る近海、沿岸漁業の合理化政策と相俟つて愈々発展するものと大いに期待される。

水産統計表次のとおり

(戦後) 水産物輸入実績

種目	1947年	48	49	50	51	52	53	54	
魚 缶 詰	1,198,562	885,619	不明	不明	1,897,140	4,954,737	7,017,746	5,145,191	6,940,635
乾 魚						3,323,476		3,445,776	
昆 布						1,206,830		1,500,852	
塩 魚	1,173,818	750,013			2,248,661	649,855	9,683,700	1,994,007	
海藻その他佃煮		254,936				96,805		367,414	
鯨 節	81,695	43,992				42,173	17,430	70,816	
その他	25,504	62,051			1,707,268	188,151	84,700	528,101	
計	2,479,579				5,853,077	10,462,027	16,803,570	13,052,157	

水産物輸出実績

種目	1947年	48	49	50	51	52	53	54
鯨 節				1,500		274,297	365,131	578,671
海人のま			5,000	521,199	536,205	376,674	528,375	351,260
つ鱈ひ				1,333		289,907	235,696	158,100
貝類	379,124	47,628	1,048,808	1,437,032	2,359,940	1,626,260	1,846,789	2,277,479
雲舟雲藻				6,000		84		12,153
水海真珊瑚							21,500	42,707
珠瑚線							1,894	1,680
海へ							421	374
3甲							337	135
計	379,124	47,628	1,048,808	1,967,064	2,896,145	2,580,816	3,074,109	3,434,679

◎漁業地区の拡張と漁業基地としての外国島嶼の使用について

宮古民政官府 一九五〇年十二月十五日

漁業地区の拡張と漁業基地としての外国島嶼の使用について

宮古群島政府知事殿

一 軍政長官は一九五〇年八月二十日附宮古民政官府商工部発四四一号即ち宮古漁船団の基地として南西諸島海域外の島嶼の使用を許可して貰い度いと云う陳情書に対して認可しない旨一九五〇年十二月十二日付の公文を以て当本部へ通告した。

一 軍政長官の文書では以前何回となく述べた事を繰返している即ち琉球漁船の航行は琉球の海域に制限されていなく、燃料や食糧の続く範囲内で公海なら何処でも航行する事が出来る。

それ等の船は如何なる外国の島嶼や、国の海岸でもその三哩以内に近づく事を禁ぜられている。

依命ポーター大佐

執行官 デュムス・T・コールマン
歩兵少佐

◎酒井真珠株式会社

養殖及び輸出品

日附 一九五一年一月二十九日

東京杉並区泉町六三五番地

大和寮気付 東京事務所

宛：八重山群島政府商工課

拜啓

本社は貴群島で真珠養殖事業を創めたいと思っておりますが、本事業に興味を投資したいという方が貴地に居りますれば、御紹介戴けませんでしょうか。貴地では本事業の成功期して俟つべきものあり

年次別	総漁獲高	魚							水産動物							藻類		
		小計	かつお	かじき	まぐろ	ふか	ひめだい	その他のたい	とびうお	たかさご	その他の魚	小計	海人草	その他の藻				
1946年	4,750,732	4,656,364	2,870,283	124,316	151,329	238,693	21,361	121,382	88,956	149,953	890,091							
47	10,798,305	10,198,708	6,492,670	377,756	96,079	528,428	56,712	218,622	94,384	213,218	2,130,870							
48	14,218,380	13,198,382	6,275,278	625,732	204,256	972,149	114,212	349,546	171,759	533,221	3,952,219							
49	20,645,928	18,779,094	7,539,687	1,296,673	754,433	1,341,724	711,918	582,261	812,715	1,200,160	4,539,523							
50	18,086,628	16,178,141	7,705,290	775,313	764,646	692,715	1,054,280	285,759	513,548	882,854	3,491,757							
51	18,419,496	14,334,617	5,766,249	1,103,581	404,195	459,802	968,999	633,435	329,698	1,054,857	3,698,801							
52	15,447,525	13,781,668	8,298,343	485,377	252,339	276,268	699,622	515,624	347,809	435,344	2,470,942							
53	16,066,053	12,716,963	5,776,688	288,721	264,027	353,311	817,050	509,992	662,688	1,042,056	3,002,430							
54	27,639,652	23,979,243	11,337,952	941,240	1,032,607	804,085	1,385,549	1,003,665	929,021	1,376,622	5,188,487							

年次別	貝類							水産動物							藻類		
	小計	高セ貝	広セ貝	その他の貝	小計	い	か	た	こ	その他の水産動物	小計	海人草	その他の藻				
1946年	-	-	-	-	94,368	56,451	2,905	35,012	-	-							
47	32,449	32,449	-	-	567,148	534,037	28,979	4,132	-	-							
48	87,455	16,623	3,647	67,185	840,560	789,870	38,953	11,737	91,983	402	91,681						
49	758,882	314,201	99,797	444,884	779,246	639,552	124,004	15,690	328,707	180,178	148,529						
50	533,947	179,873	186,888	167,216	900,370	468,967	397,955	43,448	43,448	473,170	402,257	70,913					
51	2,550,244	1,041,596	802,318	706,380	1,190,934	512,825	383,329	234,780	387,741	233,701	260,984	32,717					
52	621,832	347,361	113,337	151,134	1,372,584	763,679	216,164	387,741	671,441	390,051	281,390						
53	1,325,713	655,641	259,183	410,889	1,290,418	741,343	309,674	239,401	72,969	409,642	323,327						
54	1,918,286	823,443	452,607	642,236	1,284,794	499,167	317,121	488,506	457,329	131,521	323,808						

と、確信しています。

貴地であつて、旧三木本真珠養殖場で成績をあげたような優秀専門家を本社に擁し、且つこの専門家が貴地をよく存じて居ることは、本社が誇つてもいふことと存じます。

本社は、本事業について、貴下が、きつと御満足下さることを確信しています。

もし貴下の御求めがあれば、貴地に出張、貴地事情を調査いたしたく存じて居ます。

ついでには、本件、貴地の方々に取り上げて戴きたく、尙御返事を早急戴ければ幸甚の至りと存じます。

敬具

酒井真珠株式会社

支配人 酒井 登

群島政府
総第一四五

一九五一年二月十三日

一九五〇年十一月八日以降

交易関係

八重山地方庁水産課

◎ツノマタ養殖蒐集に関する件

宮古軍政府 一九五〇年五月十七日

ツノマタ養殖蒐集に関する件

宮古民政府知事殿

一 一九五〇年五月二日付貴館（公衆衛生部発番一〇二号）

主題、ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件々回答

二 本書翰の認可を乞う為、八重山民政府に照会したが、八重山民政府は不定住者のツノマタの蒐集申請は却下する旨の返事を送った。しかし西表居住の希望者がいればその希望者は地方の漁夫と同様養殖蒐集を許されるであらう。但し生産部は八重山輸出品として輸出される事を条件とする。

集を允許されるであらう。但し生産部は八重山輸出品として輸出される事を条件とする。

四 残波岬（一九五一年五月七日附沖経第三五三号参照）

宮古軍司令官の命令に依り

副司令官 デームス・T・コールマン

陸軍歩兵大尉

一九五〇年

經濟部書類 文書課

◎爆撃演習日延に就いて

沖経第三五三号

一九五一年六月十三日

市町村長殿 沖縄群島經濟部

爆撃演習の日延について

一九五一年六月四日附沖経第三五三号を以て通知致しましたが更に左記の通り爆撃演習を継続する旨より指示がありましたから該期間中は同海域に立入航行をせざる様貴官下水産組合、水産会社の漁船運航関係者に可然周知徹底方期せられ度く御願致します。

一 黄尾嶼（一九五一年三月二十六日附沖経第三九四号参照）

期間 一九五一年八月十一日まで日延

毎月二十四時間使用（沖経第三五三号参照）

高度 四万呎（一九五一年五月七日附）

二 鳥 島

期間 一九五一年八月九日まで日延

毎日二十四時間使用

三 出砂島

期間 一九五一年九月十三日まで

毎月曜日により金曜日まで

毎日午前七時より午後五時まで

高度 二万呎

記

一、龍船は本会で建造する予定であったが資材及期間の関係にて実施本可能の見込みであるから船は出場する組合より提供して貰い度い

二、船の規格は本式の列舟とし長さは五〇物と寸定員は一隻当十三名とす。

三、船の運搬に就いては本会にて便宜を計る事も出来るから必要事項に就いては予め連絡する事

四、乗組員の内訳

漕手十一人（都合に依つては漕手より一人乃至三人旗振り廻る予定）

舵手 一人

旗振り 一人

一九五一年度

水産 関係書類 産業課

海運

拜啓

陽春の候益々御清栄の段御慶び申上げます御蔭を待ちまして本島水産業も復興の途につき生産高も漸次増加の傾向にありますのは偏に皆様の絶大な御支援御鞭撻の賜と厚く御礼申し上げます。

本会も五周年を迎え斯業の進展を期すべく恒例の水産祭を左記に依り相催し度いと存じます御多忙中誠に恐縮ですが万障御繰合せ御出席の栄を賜り度く御案内申し上げます。

記

一、日時 四月二十日（金曜日）午後一時

一、場所 本会構内

一、行事 一、水産物及水産加工品展示会並即売

会午後一時

期間 一九五一年八月九日まで

毎日二十四時間使用

高度 四万呎

一九五一年度

水産 関係書類 産業課

海運

市町村長殿

沖縄群島經濟部

爆撃演習日延に就いて

七月二日附沖経第三五三号を以て通知しました首題に就いては左記の通り日延になりましたから貴管下水産組合並に水産会社の漁船運航関係者に可然周知徹底期せられ度御願致します。

記

地域 黄尾嶼（コビシヨウ）（北緯二五度五〇分東経一二五度四一分）

期間 明示されず。

毎週月曜日から金曜日にかけて午前七時より午後五時まで続けて使用する。

右地域から五連四方は危険区域にはいる。

一九五一年度

水産 関係書類 産業課

海運

市町村長殿

沖縄群島經濟部

爆撃演習日延に依る立入禁止区域について

沖経第三九四号

一九五一年三月二十六日

沖縄群島經濟部

記

一、一九六〇年漁獲者表彰式午後二時

一、龍船競漕については参加者の干渉時刻の関係で後日、新聞紙上を以て御知らせ致します。

一九五一年四月十日

沖縄水産組合連合会

会長 長 嶺 彦 昌

記

◎沖縄人漁業者の南方進出請願について

琉球列島米国民政府

沖縄民政官府

米民沖経

一九五一年四月十一日

副官軍務大尉 ルウイス・ピ・オーア

沖縄群島知事殿

沖縄人漁業者の南方進出請願に就いて

一、一九五一年四月五日附貴館第一九四号に対し左の通り回答する。

二、御申請の件を許可すること及之に財政的援助を与えることは何れも只今の所、望ましくないと出来得ないことである。

依つて左の方に当方の政策を発表する。

a、太平洋諸島信託統治領に属する諸島の四囲の領海に於ける漁業権は行政官がこれを把握して

て之は其の島の住民に行使させている領海とは陸地の低潮泉から三海里以内にある四囲の海のことである。

b、今のところは琉球列島米国民政府は信託統治領内にある島を基地として琉球人が漁業に従事したとの請願又は申請に就いては考慮を払うことは出来ない。

時期が来て、此の様な申請が受付られる様になった時にはその旨琉球漁業組合にお知らせする。

各市町村長殿
水産会 長 嶺 彦 昌

爆撃演習日延に依る立入禁止について

首題に就いて一九五一年二月七日附沖経第一三七号を以て通知致しました、左記海域は更に爆撃演習を継続する旨より指示がありましたから左記演習実施期間中は該海域に立入らざる様貴管下水産業者に周知徹底方期せられ度御願致します。

記

(一) 沖縄本島東海域（沖経第一三七号添付図参照）

(二) 一九五一年三月十四日まで日延とあるを一九五一年五月二十八日まで日延、毎日二十四時間使用

(三) 鳥島（久米島北方）一九五一年三月十一日までとあるを一九五一年五月二十六日まで日延、毎日二十四時間使用

(四) 出砂島（渡名喜島西方）

一九五一年三月十五日までとあるを、一九五一年五月二十日まで日延、毎週月曜日より金曜日まで毎日午前七時より午後五時まで

(五) コビシヨウ

黄尾嶼（三五度五五分N一二三度四分E）

一九五一年三月十二日までとあるを一九五一年五月二十六日まで日延、毎日二十四時間使用

一九五一年度

水産 関係書類 産業課

海運

◎五周年記念（水産祭）の行事に就いて

協力の件

一九五一年四月四日

沖縄水産組合連合会

各水産組合長殿

長 嶺 彦 昌

五周年記念祭（水産祭）の行事に就いて協力の件

標記行事に關しては先般書面を以て協助力依頼し

右主席民政官の命に依り通牒する。

◎信託統治領法に違反せる琉球人の漁船

琉球列島米国民政府
沖繩民政官府
米民沖行法
一九五一年五月七日

副官軍務団大尉 ルウイス・ピーオーア
沖繩群島知事殿
信託統治領法に違反せる琉球人の漁船(MG I六〇五)について

一、MG I六〇五漁船に関する件と題する一九五一年二月二十一日付米民沖行法AICIOI OIGLS 發送中の沖繩民政官府文書を御参照願ひ度い。
二、大平洋諸島の信託統治領域内のパロウ島地区、主席民政官から「琉球人漁船(MG I六〇五)乗組の船員が一九五〇年九月二十三日から十一月四日にかけてスゲル島近海で全島に一八四、二五弗の損害を与えた旨の通知が当本部にあつた。
三、ムラモト・ヒデタケ氏に全代の船の船員に依る不法行為から生じた損害額一八四、二五弗に相当する額の琉球円紙幣を以て賠償することに關する報告書を作成させ之を資金係ストレイディ氏宛に提出させて頂き度い。
四、本件に就いては即時考慮を払い万事都合に運び、うまく解決のつく様にして頂き度い。
右主席民政官の命に依り通牒する。
軍より受領せる文書(經濟部)

◎機動演習に就いて

沖繩第六八五号
一九五一年六月九日
沖繩群島經濟部長

。ホンダワラ著法せるもの
尙特別の事情又は特に必要と認められる場合は禁魚区として一時漁撈を中止する等適宜貴地に通じた措置を講ずる事
一九五一年度
水産 関係書類級 産業課
海運

◎外国領域近海への出漁について

沖繩第七二九号
一九五一年六月十九日
各地水産組合
各水産会社
沖水連
各市町村
長殿
水産 関係書類級 産業課
海運

外国領域近海への出漁について
近來漁船の大型化と共に遠洋漁業に進出する漁船が増え沖繩の漁業増産に大いに貢献して居る事は誠に喜ばしい事である。然し乍ら、國際情勢は対日講和朝鮮問題等に依り誠に微妙なる動きを見せて居り、外国領域(禁止地区)近海への出漁は特に注意を要するに付き外国領域内に侵入漁撈航行せん様貴組合員に周知徹底せしめられ度く御願ひ致します。
尙宮古の漁船(九〇トン)新造船が外国領域内に侵入し漁獲物及漁船を没収された例もありますので念の為申添致します。
一九五一年度
水産 関係書類級 産業課
海運

◎危険区域に就いて

沖繩第七五六号
一九五一年六月二八日
市町村長殿
沖繩群島經濟部長

市町村長殿
機動演習に就いて
首題に就いて左記海域で機動演習を行なう旨軍より通知がありましたから期間中該海域に立入航行せざる様貴管下水産組合水産会社の運航関係者に可然周知徹底方期せられ度く御願ひ致します。

- 記
- (イ) 北緯二六度一分、東經一二七度五七分の点及北緯二五度四五分、東經一二九度の点及北緯二五度三分、東經一二七度五七分の点を結ぶ直線の間に位置する海軍の臨時射撃場に於いて六月四日から直ちに昼夜の別なく対空射撃及び不発爆弾投下演習を行なう(別紙見取図参照)
 - (ロ) 北緯二六度三分、東經一二七度七分に位置する出砂島の危険地域は標的即ち島の中心を直南に通ずる線に対し中心から三十度の角度をなす二線の角度即ち六十度の角度間であり、中心から南北へ々々五哩以内の距離にある区域及同島の周界から一五〇〇フット以内の区域とする。対空射撃演習の期日は毎週月曜日から金曜日迄とし時刻は午前七時から午後二時迄とする。
 - (ハ) 北緯二七度、東經一二八度三分の点及北緯二六度五八分、東經一二八度五三分の点及北緯二六度一分、東經一二八度七分の点及北緯二六度一分、東經一二八度七分の間に位置する海軍射撃場に於いて地上からの対空及び対地上射撃演習並に爆弾投下演習を行なう。本射撃場は射撃演習施行期間中毎日昼夜の別なく使用するものとし即時使用を開始する(別紙見取図参照)
 - (ニ) 北緯二六度三分、東經一二六度五分に位置する鳥島及び鳥島から五哩の距離内にある射撃場を即日爆弾投下演習地及び毎週七日毎日二十四時間の間非常爆弾投下演習地として使用する。

危険区域に就いて

一九五一年六月九日附沖繩第六八五号及び一九五一年六月十三日附沖繩第三三三三号で通知致しました鳥島に關し再度軍より指示がありましたから貴管下水産組合水産会社の漁船運航関係者に再警告し周知徹底方期せられ度く御願ひ致します。

北緯二六度三十六分、東經一二六度五十分に位置する。
鳥島(久米島北方)及び同島の半径五マイル内の地域は日々二十四時間射撃演習に使用
一九五一年度
水産 関係書類級 産業課
海運
沖繩第九〇四号
一九五一年七月二七日
沖繩群島經濟部長

市町村長殿
危険区域に就いて
読谷村残波岬に於いて左記の通り射撃演習を行なう旨軍より通知がありましたから貴管下水産組合、水産会社の運航関係者に可然周知徹底方期せられ度く御願ひ致します。

記
一、期日 六月廿一日、八月五日、八月廿日、九月四日何れも地方時間毎日午前七時より午後五時迄
二、区域 起点 北緯二六度二六分東經一二七度四分
方位角 二七〇度
距離 一マイル
進路の方向は南から北へ向って行なはれる。
一九五一年度

◎漁業取締り強化について

沖繩第六三三号
一九五一年六月十四日
經濟部長
市町村長殿
水産組合 長殿
水産会社

漁業取締り強化について
最近稚魚稚貝の濫獲と爆発物の使用に依り漁場は荒廃し琉球水産業の前途に暗影を及ぼしつつあります。これが対策として先に全琉統一の漁業法を草案して米国民政府に提出し目下同政府に於いて審議中でありますが、同法が施行されるまで従来の法規に基づいて漁業取締りを強化する様水産局より指示がありますので、左記事項を貴管下水産業者に周知徹底せしめ猶一層の御協力方宜しく御取計願ひ致します。

- 記
- 一、爆発物の使用及び所持禁止
 - 二、漁業者の適法精神と資漁愛護精神の昂揚
 - 三、稚魚稚貝の採捕禁止
 - 。キビナゴ 鱈漁業餌料以外の禁魚
 - 。アカムロ 長さ九厘未満 四月一日より十月三十一日迄採捕禁止
 - 。テンヂクグイ 採捕禁止
 - 。クロテフガイ 殻長十厘未満採捕禁止
 - 。ヤコウガイ 口径六厘未満採捕禁止
 - 。タカセガイ 殻の短径六厘未満採捕禁止
 - 。ヒロセガイ 殻の短径六厘未満採捕禁止
 - 。ササエ 口径二・五厘未満 採捕禁止
 - 。イセエビ 長さ十八厘未満 採捕禁止
 - 。ニシキエビ 長さ十八厘未満 採捕禁止

◎列船の登録について

沖繩第八一八号
一九五一年七月十日
經濟部長
市町村長殿
水産 関係書類級 (産業課)
海運

船舶の登録について
首題に就いては琉球列島軍政府布令第二号海運規則第一章第一条に依つて総ての船舶は登録を為す様規定してありますが特に列船がある様に思料されますので今一応状況を御調査の上未登録列船に対しては一括の上水産課を通じ、海運課宛登録を申請する様管下業者へ徹底方期せられ度く御願ひ致します。
一九五一年度

◎ボロ・ポイント・レインジの射撃場に就いて

沖繩第九二四号
一九五一年八月一日
沖繩群島經濟部長
市町村長殿
ボロ・ポイント・レインジの射撃場に就いて

轟に七月二十七日附沖繩第九〇四号を以て通知致した残波岬の危険区域に就いて再び軍より警告あり、なお左記の通りに変更になりましたから関係業者者に周知徹底方期せられ度く御願ひ致します。

期間 (明示されず)
毎日午前七時から午後五時まで
地域 北緯二六度二六分東經一二七度四三分位する

ボロ・ポイントレインジ(残波岬)
右を空中射撃及爆撃演習地に使用する。
危険区域 方位二七〇度から七十度までの一マイル四方
六月四日附沖経第三五三号を以て通知致しました爆撃演習に就いても左記の通り日延になりましたから漁船運航関係者に周知徹底の上遺憾の無い様期せられ度し、

一九五一年九月四日まで日延する。
毎日午後八時より日曜日まで
但地方時間
一九五一年度
水産 関係書類 産業課
海運

◎漁業規則違反者に対し警告

沖経水第八一七号
一九五一年十月九日
長殿
経済部長
漁業規則違反者に対し警告
標記に關しては一九五一年七月十日沖経第八一七号を以て警告方御願いしておきましたが、未だ斯る不法者が多数いる様に思われます。
琉球列島米国民政本部指令第二十八号漁業規則第二条「漁業許可証」に依る許可証を所持せずして漁業を為し或いは漁業従事中許可証を携帶しなかつたり、又第五条に依る水産動物の規格下及び季節外のものに殺害又は採捕した場合或いは水産動物を採捕の目的で爆発物及毒物を使用する違法者に対しては第八条「罰則」に従つて相応の処罰を受けますから貴管下漁業者にして斯る違犯者の無き様充分と警告相成度く尙無許可漁業者に対しては早急に漁業許可の手續きを取

る様管下業者各位に徹底方期せられ度く御願ひ致します。
一九五一年度
水産 関係書類 産業課
海運

◎油脂類横流防止に就いて

沖経水第一二八二号
一九五一年十月十日
沖繩群島知事
沖水連会長
判海協会長
各市町村長
各水産組合長
各水産会社長
殿

油脂類横流防止に就いて

今度カルテックス(アメリカカ油脂販売会社)より琉球石油株式会社宛文書によりますと、モビールの販売率を燃料の二%で販売せよと指示されて居ります。モビールの消費率はエンジンの種類によつて違いますが焼玉エンジンで燃料の八一〇%、ディーゼルエンジンで五二%を消費する事は常識でありまして、それを知りつつ販売率を減じた事はここに大きな原因がなけりや出来ない事でありませぬ。
新聞で御承知の事と思ひますが琉球の船舶が共産陣営の中央地区への物資の不法持出しでアメリカの最高の上院議員で問題化された事でありませぬ。琉球民政官府としては今後益々油脂類の販売については慎重を期するものと思われませぬ。
民政官府としては不法行使の絶対的責任の持てる業者に対しては其の率を考慮すると云つて居ります。
尙密貿易外國領域の侵害等不正業者に対しては絶対的に取締を強化しこれ等不心得業者の根絶を期するに付き業者に対し右趣示周知徹底方御取計下さい。

◎漁船の燃料及潤滑油需要量申請に就いて

沖経水第一四二二号
一九五一年十月二十日
経済部長
各市町村長
各水産組合長
沖水連会長
各水産会社長
殿
漁船の燃料及潤滑油需要量申請に就いて
去る十月一日から漁船に対する潤滑油割当量が其の燃料所要量の二%になつて居りますが此の僅かの割当量を以てしては各漁船とも今後の運轉操業に著しい支障を来しますので琉石及カルテックス会社に接し所要量の常事割当を申請中でありませぬので之が実施になるまで暫定措置として各水産組合長は所属漁船の出漁に要する燃料(ディーゼル)並潤滑油を各船別に糺に水産より各組合宛配布せる申請様式依り一ヶ月分纏めて沖水連会長宛申請相成様通達致します。
尙之は漁船の出漁に關係し急を要するものと思われらるるに付為念申添えます
一九五一年度
水産 関係書類 産業課
海運

◎海軍爆撃演習海域設定について

沖経第一回一七号
一九五一年十月十九日
沖繩群島経済部長
市町村長殿

海軍爆撃演習海域設定について
従来米軍よりたびたび警告がありました。爆撃演習による立入禁止区域が若干左記の如く変更新設になりましたので演習期間中は該海域に於いて漁撈並びに航行立入らざる様貴管下水産組合水産会社其他船舶運航関係者に周知徹底方期せられ度し

記

一、沖繩本島南島方海域(別紙参照)

A、区域(左記イロハニの四地点を結ぶ区域)

- (イ) 北緯二六度一分東経一二七度五七分
- (ロ) 二五度四五分〇分一二九度〇〇分
- (ハ) 二五度〇〇分一二七度〇五分
- (ニ) 二五度五三分一二七度五〇分

B、演習種目

- (イ) 対海射撃 魚雷発射演習
- (ロ) 高度 四万呎
- (ハ) 使用時間 二四時間
- (ニ) 使用期間 一九五一年十月二三日まで

二、沖繩本島北東方海域(別図参照)

- A、区域(左記イロハニ三地点を結ぶ区域)
- (イ) 北緯二七度〇〇分東経一二八度三六分
- (ロ) 二六度五〇分 一二八度五三分
- (ハ) 二六度一五分 一二八度三〇分

B、演習種目

- (イ) 対空射撃
- (ロ) 高度 四万呎
- (ハ) 使用時間 二四時間
- (ニ) 使用期間 一九五一年十月二五日まで
- 三、島島(北緯二六度三六分東経一二六度五〇分)に位
- 才、危険区域一島を中心とする半径五哩の海域
- 高度 四万呎
- 使用時間 毎日二四時間
- 使用期間 一九五一年十月十三日まで

四、出砂島(北緯二六度二分東経一二七度〇七分)

(イ) 対地方爆撃演習

- (ロ) 危険区域:島の北側及南五哩にして南北各々三十度の角度によつて囲まる水域及島の周辺一五〇呎以内
- (ハ) 射撃方向:南又は北からとする。
- (ニ) 高度:二万呎
- (イ) 射撃時間:毎週月曜日より金曜日 午前七時より午後五時まで

五、残波岬(A別図参照)

- (イ) 位置:北緯二六度二分東経一二七度四分
- (ロ) 危険区域:自二四五度至三四五度 距離一八五三ヤード(五、八五哩)
- (ハ) 高度:三万呎
- (ニ) 使用時間:午前九時より午後二時まで

六、残波岬(B別図参照)

- (イ) 位置:北緯二六度二分東経一二七度四分
- (ロ) 危険区域:自二七〇度至七〇度 距離五哩
- (ハ) 近接方向:南より北へ
- (ニ) 射撃方向:北のみとする。
- (イ) 高度:二万呎
- (ハ) 使用時間:毎日午前七時より午後五時まで

七、黄尾嶼(空中より地上爆撃)

- (イ) 位置:北緯二五度五十六分東経一二三度四分
- (ロ) 危険区域:半径五哩
- (ハ) 高度:四万呎
- (ニ) 近接方向:周囲